

住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税減額のお知らせ

■ 概要

平成25年1月1日～令和6年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅について、一定の要件を満たしている場合、家屋の固定資産税に対する減額措置を受けることができます。

■ 減額内容

平25年1月1日～令和6年3月31日までに耐震改修が完了

→翌年度の固定資産税額を2分の1に減額(120㎡限度)

※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定している「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、改修後2年度分

■ 対象家屋

昭和57年1月1日以前から所在する住宅(家族が住んでいる住宅や、賃貸でも可)

■ 改修工事費及び改修工事内容

①耐震改修の費用が1戸あたり50万円以上であること。(共同住宅・長屋住宅などの場合も床按分で1戸あたりの費用を算出する。)

②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。

■ 必要書類(①②以外は写しで可)

①住宅耐震改修に伴う固定資産税減額に係る申告書

②建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する書類

③耐震改修が行われたことが確認できる書類

例)耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、

改修工事後の耐震診断書、耐震改修前後の写真等

④耐震改修の費用が1戸あたり50万円以上であることを確認できる書類

例)耐震改修工事の領収書

■ 申告手続き

この減額措置を受けるためには申告が必要です。

改修工事完了後3ヶ月以内に上記必要書類を市税課資産税係へ提出してください。